

# 第2回 香川県海岸保全基本計画変更 検討委員会

(海岸保全基本計画書変更概要)

令和8年3月18日(水)

香川県



# 現行の海岸保全基本計画の目次構成(讃岐阿波沿岸)



■ 現行の讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画は、海岸保全基本方針に基づき、第1編に香川県、第2編隣接する徳島県が記載されている。今回の計画変更に伴う目次構成の変更はない。

## ■ 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画の目次構成

序論 海岸保全基本計画の策定にあたって

### 第1編 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画(香川県域)

#### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

##### 1. 海岸の現況

- 1-1 海岸の概要
- 1-2 自然特性の現況
- 1-3 社会特性の現況
- 1-4 海岸保全の現況
- 1-5 利用特性の現況
- 1-6 市町アンケート

##### 2. 讃岐阿波沿岸の長期的な在り方

- 2-1 讃岐阿波沿岸の長期的な課題
- 2-2 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念
- 2-3 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本方針

##### 3. 海岸の防護、環境、利用に関する事項

- 3-1 海岸の防護の目標
- 3-2 防護に関する施策
- 3-3 環境に関する施策
- 3-4 利用に関する施策

##### 4. ゾーン区分及びゾーン毎の方向性

- 4-1 ゾーン区分の検討
- 4-2 ゾーン毎の方向性

#### 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- 1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
- 2. 海岸保全施設の種類・規模・配置等

#### 第3章 海岸の維持・管理に関する事項

- 1. 日常的な管理に関する事項
- 2. 環境問題への対応
- 3. 啓発活動
- 4. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

#### 第4章 海岸保全基本計画の実施にあたって

- 1. 計画実施時に配慮すべき事項
- 2. 組織体制及び事務分掌

### 第2編 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画(徳島県域)

#### ■ 各章の内容と変更方針

##### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

【内容】海岸保全に関する基本理念、基本方針及び施策を整理

【変更方針】気候変動等に対応した内容の変更及び各種統計資料の時点更新

##### 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

【内容】各海岸の防護面の現況評価及び整備時の配慮事項

【変更方針】気候変動等に対応した防護水準を記載、最新の施設整備状況の反映

##### 第3章 海岸の維持・管理に関する事項

【内容】維持管理への取組、環境配慮への活動方針

【変更方針】気候変動や利用・環境状況の変化に応じた内容に変更

##### 第4章 海岸保全基本計画の実施にあたって

【内容】海岸保全基本計画を実行する際の配慮事項の関係者の役割を整理

【変更方針】気候変動や防護・利用・環境状況の変化に応じた内容に変更

# 現行の海岸保全基本計画の概要(燧灘沿岸)



- 燧灘沿岸は、四国の陸地部と島しょ部に大きく区分され、風光明媚な海岸線が残されている。陸地部は遠浅な海岸地形であり、現在では工業地帯化が進んでいる。一方、島しょ部は「日本の渚100選」「白砂青松100選」に選ばれる美しい砂浜海岸が多く、レクリエーション活動が盛んである。
- 沿岸には10漁港と4港湾があり、主な入港船舶は漁船であるが、漁業就業者は減少傾向にある。祭りや芸術祭などの観光レクリエーションが盛んであり、多くの観光客が来訪している。
- このように、自然と文化が残され、産業・レクリエーションが活発な地域であるが、高潮による浸水被害の危険性が高い地域が多く、自然環境の保全と利用に配慮した防災対策の強化が必要な地域である。



# 現行の海岸保全基本計画の目次構成(燧灘沿岸)



■ 現行の燧灘沿岸海岸保全基本計画は、海岸保全基本方針に基づき、第1編に隣接する愛媛県域、第2編香川県域が記載されている。今回の計画変更に伴う大きな目次の変更はない。

## ■ 燧灘沿岸海岸保全基本計画の目次構成

序論 海岸保全基本計画の策定にあたって

第1編 燧灘沿岸海岸保全基本計画(愛媛県沿岸)

第2編 燧灘沿岸海岸保全基本計画(香川県沿岸)

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況

1-1 海岸の概要

1-2 自然特性の現況

1-3 社会特性の現況

1-4 海岸保全の現況

1-5 利用特性の現況

1-6 市町アンケート

2. 燧灘沿岸の長期的な在り方

2-1 燧灘沿岸の長期的な課題

2-2 燧灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

2-3 燧灘沿岸の海岸保全に関する基本方針

3. 海岸の防護、環境、利用に関する事項

3-1 海岸の防護の目標

3-2 防護に関する施策

3-3 環境に関する施策

3-4 利用に関する施策

4. ゾーン区分及びゾーン毎の方向性

4-1 ゾーン区分の検討

4-2 ゾーン毎の方向性

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

2. 海岸保全施設の種類・規模・配置等

第3章 海岸の維持・管理に関する事項

1. 日常的な管理に関する事項

2. 環境問題への対応

3. 啓発活動

4. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

第4章 海岸保全基本計画の実施にあたって

1. 計画実施時に配慮すべき事項

2. 組織体制及び事務分掌

### ■ 各章の内容と変更方針

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

【内容】海岸保全に関する基本理念、基本方針及び施策を整理

【変更方針】気候変動等に対応した内容の変更及び各種統計資料の時点更新

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

【内容】各海岸の防護面の現況評価及び整備時の配慮事項

【変更方針】気候変動等に対応した防護水準を記載、最新の施設整備状況の反映

第3章 海岸の維持・管理に関する事項

【内容】維持管理への取組、環境配慮への活動方針

【変更方針】気候変動や利用・環境状況の変化に応じた内容に変更

第4章 海岸保全基本計画の実施にあたって

【内容】海岸保全基本計画を実行する際の配慮事項の関係者の役割を整理

【変更方針】気候変動や防護・利用・環境状況の変化に応じた内容に変更

# 気候変動を踏まえた計画変更のポイント



- 海岸保全基本方針の変更等を受け、海岸保全基本計画の見直しが必要となった。
- 技術検討部会の審議結果を踏まえ、現行の海岸保全基本計画の見直しを行い、気候変動の影響を踏まえた変更案を作成する。
- 「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画(令和6年3月変更)」において実施されている整備事業の進捗を反映する。

## 計画変更のポイント① 海岸保全基本方針に基づき、気候変動による影響を記載

- 海岸保全基本計画の基本理念、基本方針等に気候変動による影響を記載する

## 計画変更のポイント② 現時点の最新の知見を基にした気候変動シナリオを記載

- 気候変動に関する現時点での最新の知見を基に、気候変動シナリオとして2°C上昇シナリオを想定

## 計画変更のポイント③ 2100年時点を想定年次とした防護水準を記載

- 気候変動を踏まえ、2100年時点を想定した防護水準(潮位・波高・津波等)を設定する

## 計画変更のポイント④ 今後の整備方針を記載

- 長期的な気候変動には段階的に対応することとし、第1段階の計画期間を地震・津波対策が完了する2045年までとしたうえで、現行の防護水準により整備を進める

## 計画変更のポイント⑤ 今後の気候変動の発現状況と最新の予測結果に応じた計画の見直し

- 気候変動の予測には不確実性が伴うため、モニタリング等による気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、適宜、防護水準等の見直しを検討する

# 気候変動の影響を踏まえた変更の概要について

---

(讃岐阿波沿岸・燧灘沿岸)

# 第1章 3. 海岸の防護、環境、利用に関する事項



■ 「第1章 3. 海岸の防護、環境、利用に関する事項」は、気候変動の影響を踏まえ、防護水準について変更する。また、気候変動の発現状況や最新の予測結果により、適宜、防護水準等を見直すことを記載する。侵食に関しては、海岸保全基本方針を踏まえ、砂浜のモニタリングを行うことを記載する

## ■ 3-1 海岸の防護の目標

項目	現行計画	今回変更
防護の目標	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温2℃上昇シナリオを想定し、2100年時点を想定年次とした防護の目標を記載し、2045時点までは現行の防護水準とすることを記載</li> <li>・気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、適宜、防護水準の見直しを検討することを記載</li> </ul>
	<p>●高潮（越波）に対する防護水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 既往高潮の記録及び平成16年16号台風の最高潮位に基づく既往最高潮位及び推算波浪に対する防護</li> <li>✓ 地域特性に応じて面的防護方式を採用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2100年時点での気候変動の影響を考慮した設計高潮位に、波浪の影響を加え、これらに対して防護することを記載</li> </ul>
	<p>●侵食に対する防護水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現状の汀線を保全・維持</li> <li>✓ 侵食が進行している海岸に面的防護を採用し汀線の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸地形の変化や将来の海面上昇等を踏まえつつ、背後地への影響を考慮しながら、適切な汀線の管理を図ることを基本とすることを記載</li> <li>・将来の外力変化の予測を踏まえたモニタリング実施を記載</li> </ul>
	<p>●津波に対する防護水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ L1津波に対する防護機能の向上</li> <li>✓ L2津波に対しては、ソフト面の対策を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2100年時点での気候変動の影響を考慮した現行のL1津波に気候変動の影響を考慮することを記載</li> </ul>
	<p>●地震及び液状化に対する防護水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 想定地震に対して海岸保全施設の耐震性を確保</li> <li>✓ ハードとソフトの総合的な対策を図る。</li> </ul>	変更なし

# 第1章 3. 海岸の防護、環境、利用に関する事項



## ■3-2 防護に関する施策

項目	現行計画	今回変更
(1) 施設の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「津波・高潮対策整備推進アクションプログラム」、</li> <li>「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」の推進</li> </ul>	変更なし
(2) 自然の防災機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 砂浜の保護・保全</li> <li>✓ 離岸堤等の沖合施設により、生物の生息生育域を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 海岸地形の変化や将来の海面上昇等を踏まえつつ、背後地への影響を考慮しながら、適切な汀線の管理を図ることを基本とすることを記載</li> <li>• 将来の外力変化の予測を踏まえたモニタリング実施を記載</li> </ul>
(3) 侵食対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 沿岸の漂砂状況、潮流状況、汀線の保護・回復の調査検討を進め、総合的な土砂管理を推進。</li> </ul>	変更なし
(4) 地震・津波対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ L1津波に対するハード対策の推進</li> <li>✓ L2津波に対する施設の粘り強い構造への転換及びソフト対策と合わせた総合対策</li> </ul>	変更なし
(5) 既存施設の機能維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 予防保全的維持管理の推進</li> <li>✓ 津波対策や景観・利用に配慮した検討を実施</li> </ul>	変更なし
(6) 防災・避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域の防災活動・大学研究機関等との連携促進し防災意識の向上</li> <li>✓ 「自助」「共助」「公助」の連携・協働</li> </ul>	変更なし

# 第1章 3. 海岸の防護、環境、利用に関する事項



## ■3-3 環境に関する施策

項目	現行計画	今回変更
(1) 生物の生息 ・生育環境への配慮	✓ 自然環境の保護・保全及び回復によって生態系に配慮した環境づくりを推進	変更なし
(2) 貴重な植生 ・環境への配慮	✓ 良好な自然環境の保護・保全に十分に配慮 ✓ 貴重な自然環境や植物等については復元に備え記録を残す。	変更なし
(3) 海岸保全施設等の整備	✓ 生物多様性の確保に向けた藻場・干潟の保全に努め、自然環境の復元に努める。	・気候変動による沿岸環境の変化に関する知見を海岸保全施設の整備及び自然環境自然環境の保全・復元施策への反映に努めることを記載
(4) 親水空間の整備	✓ 環境教育の継続的な実践 ✓ 海岸愛護活動が推進されるような人材育成	変更なし
(5) 環境への人為的影響の緩和	✓ 利用マナーの啓発	変更なし
(6) 海岸環境に関する情報の共有	✓ 保全すべき海岸環境について共有認識を醸成	変更なし

# 第1章 3. 海岸の防護、環境、利用に関する事項



## ■3-4 利用に関する施策

項目	現行計画	今回変更
(1) 海岸利用の増進に資する施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 利便性や生活環境の向上に配慮した施設整備</li> <li>✓ 文化遺産の観光・教育等への活用により海岸の利用増進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 長期的な人口動向や土地利用の変化を踏まえ、地域住民や来訪者が海に親しむことができる海岸空間の確保に努めることを記載</li> </ul>
(2) 海岸利用への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 海洋性レクリエーション、祭りなどの各種行事等の多様な利用に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候変動に伴う海面上昇や高潮・高波の変化等を踏まえた海岸保全施設の整備にあたっては、周辺景観との調和及び観光資源等の保全に十分配慮することを記載</li> </ul>
(3) アクセス路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 公衆による海辺へのアクセスの確保</li> <li>✓ 海上から船舶を使った海岸の利用に配慮</li> </ul>	変更なし
(4) ルールづくりの支援とマナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 適正な利用を推進するためのルールづくりの支援</li> <li>✓ 利用者へのマナー啓発</li> </ul>	変更なし
(5) 情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 利用者増進のため海岸利便施設、海岸イベント等の情報提供</li> </ul>	変更なし
(6) 安全に利用できる海岸づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 津波からの避難ルートの確保</li> <li>✓ 避難情報の案内看板の設置 など</li> </ul>	変更なし

# 第1章 4. ゾーン区分及びゾーン毎の方向性



■ 「第1章 4. ゾーン区分及びゾーン毎の方向性」は、変更点なし。

## ■ 4-1 ゾーン区分の検討

項目	現行計画	今回変更
讃岐阿波沿岸域のゾーン区分	自然特性・社会特性・海岸特性・利用特性から総合的に勘案し、讃岐阿波沿岸を6ゾーンへ区分する。	変更なし

## ■ 4-2 ゾーンごとの方向性

項目	現行計画	今回変更
東讃ゾーン	<p>【防護】 砂浜の保全・回復 津波や台風による高潮被害から守るための浸水対策</p> <p>【環境】 貴重な海岸景観・生態系に配慮 藻場や点在する干潟の保全</p> <p>【利用】 マリンレジャーや祭事の多様な海岸利用に 配慮 砂浜や水際線へのアクセスの向上</p>	変更なし
高松ゾーン	<p>【防護】 津波や台風による高潮被害から守るための浸水対策</p> <p>【環境】 優れた景観に配慮 沿岸域に分布する藻場や干潟の保全</p> <p>【利用】 地域住民の安らぎと憩いの場としての親水空間づくりに努める</p>	変更なし
五色台ゾーン	<p>【防護】 津波や台風による高潮被害から守るための浸水対策</p> <p>【環境】 海岸景観への配慮や貴重な植生や 生態系に配慮 沿岸域一帯に分布する藻場や干潟の保全に努める</p> <p>【利用】 自然科学館など観光レクリエーション施設との連携</p>	変更なし

# 第1章 4. ゾーン区分及びゾーン毎の方向性



## ■ 4-2 ゾーンごとの方向性

項目	現行計画	今回変更
坂出・丸亀ゾーン	<p>【防護】 津波や台風による高潮被害から守るための浸水対策</p> <p>【環境】 沙弥島ナカダ浜などの優れた海岸景観に配慮 沿岸域に分布する藻場や干潟の保全。</p> <p>【利用】 美術館や公園など観光レクリエーション施設との連携</p>	変更なし
詫間湾・塩飽諸島ゾーン	<p>【防護】 現状の海岸線を維持するとともに砂浜の保全・回復 津波や台風による高潮被害から守るための浸水対策</p> <p>【環境】 東風浜の陸けい砂州などの自然景観資源に配慮 貴重な植生や優れた海岸景観に配慮 沿岸域一帯に広く分布する藻場や点在する干潟の保全</p> <p>【利用】 海水浴場や港まつりなど多様な海岸利用に配慮 粟島海洋記念公園などの観光レクリエーション施設との連携</p>	変更なし
小豆島・直島ゾーン	<p>【防護】 現状の海岸線を維持するとともに砂浜の保全・回復 津波や台風による高潮被害から守るための浸水対策</p> <p>【環境】 燕崎の陸けい砂州などの自然景観資源に配慮 貴重な植生や優れた海岸景観に配慮 沿岸域一帯に広く分布する藻場や点在する干潟の保全</p> <p>【利用】 映画村や公園など観光レクリエーション施設との連携</p>	変更なし

# 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項



■ 「第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」は、現行計画から施設整備の進捗を踏まえ最新状況に更新する。

■ 1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

項目	現行計画	今回変更
長期的な海岸整備の方向性	✓ 「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画(令和6年3月変更)」に則り、30年間で延長190kmを整備	・施設の整備状況の更新
「施設整備の必要性を検討する区域」の選定の考え方	✓ 以下の①②を踏まえ、現地調査、市長意向調査、アンケート調査から判断 ①高潮・波浪・津波等から防護する必要がある区域 ②侵食防護する必要がある区域	変更なし
現況評価の考え方	<p>【防護面における現況評価の考え方】                      「①地震・津波対策の必要性」、「②高潮対策の必要性」、「③侵食対策の必要性」、「④施設改良の必要性」、「⑤背後地の重要度」から評価                      &lt;整備対象海岸の抽出の方法&gt;                      「地震・津波」、「高潮」、「侵食」、「施設改良」の必要性の4項目により、概ね30年間にて海岸整備事業を行っていくべき海岸として抽出。</p> <p>【環境面における現況評価の考え方】                      「貴重な動植物」、「自然環境保全上の指定地域」、「生物の生息地等の特異な生態系」の3つの区分にて抽出し、「環境ランク」からの現況評価</p> <p>【利用面における現況評価の考え方】                      「現状の海岸利用」、「利用内容の公衆性」、「利用内容に対する利便施設」の状況・必要性及び地域ニーズを総合した視点から現況評価</p>	・「①地震・津波対策」、「②高潮対策」については、2045年時点での対策の必要性を評価することを記載

# 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項



■ 「第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」は、現行計画から施設整備の進捗を踏まえ最新状況に更新する。

## ■ 1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

項目	現行計画	今回変更
総合的な視点からの海岸タイプ	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 防護を基本としつつ、総合的な視点から次の4タイプに分割し、整備の方向性を整理</li><li>✓ 「防護重視」、「防護に加え環境優先タイプ」、「防護に加え環境配慮タイプ」、「防護に加え利用促進タイプ」に分類</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 施設の整備の方向性の更新</li></ul>

## ■ 2. 海岸保全施設の種類・規模・配置等

項目	現行計画	今回変更
整備内容一覧	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 整備内容として、施設の種類、規模、整備の方向性、受益地域、位置などを示す。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 施設の整備内容の更新</li></ul>

# 第3章 海岸の維持・管理に関する事項



■ 「第3章 海岸の維持・管理に関する事項」は、気候変動による沿岸環境の変化に関する知見を海岸保全施設の整備及び自然環境の保全・復元施策に反映させることに努めることを記載する。

## ■ 1. 日常的な管理に関する事項

項目	現行計画	今回変更
① 海岸の監視および点検	✓ 定期的なパトロールの実施により、背後地の安全と快適な海岸利用の確保	変更なし
② 海岸における規制措置	✓ 海岸利用の利便性の向上に資するよう配慮 ✓ 土砂の採取は原則禁止	変更なし
③ 海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設	✓ 海岸保全施設管理者を監督し、必要があれば改善の指導・命令などにより、海岸の保全を確保する。	変更なし
④ 市町長による海岸の管理	✓ 日常的な海岸の管理は、積極的に市町が管理できるようにする。	変更なし
⑤ 水門、陸閘等の安全かつ確実な操作	✓ 水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等を策定 ✓ 開口部の統廃合や常時閉鎖、電動化・自動化を推進	変更なし
⑥ 災害への対応	✓ 着実な施設整備と適切な管理により海岸背後地の住民の安全を確保 ✓ 発災後には速やかに海岸を点検・復旧を行い、安全を確保 ✓ 被災時の状況や被災原因等の情報収集 ✓ 高潮や津波等の浸水予測図等を作成 ✓ 平常時から防災意識の高揚と防災に関する知識の普及	変更なし

# 第3章 海岸の維持・管理に関する事項



## ■ 2. 環境問題への対応

項目	現行計画	今回変更
① ごみの不法投棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 関係機関と連携したパトロールにより不法投棄を防止</li> <li>✓ 不法投棄を発見した場合には、刑事告発を含め、厳正に対処</li> </ul>	変更なし
② 漂着ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 河川管理者や市町とも連携して対策を進め、関係市町と県とで定めたルールにより処理</li> <li>✓ 大規模漂着流木は、国の事業の活用により、漂着流木等の処理</li> </ul>	変更なし
③ 景観および貴重な生物等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 関係機関と連携して景観および貴重な生物の生息環境の保全に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候変動による沿岸環境の変化に関する知見を海岸保全施設の整備及び自然環境の保全・復元施策に反映させることに努めることを記載</li> </ul>

## ■ 3. 啓発活動

項目	現行計画	今回変更
① マナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 啓発活動などを行うとともに、規制の強化を検討</li> </ul>	変更なし
② 海岸愛護活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域活動や、ボランティア活動を支援し、学校などとも連携して海岸愛護思想の普及に努める。</li> </ul>	変更なし

# 第3章 海岸の維持・管理に関する事項



## ■ 4. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

項目	現行計画	今回変更
-	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、適切な維持・修繕を実施</li><li>✓ 施設の長寿命化計画を策定、施設を良好な状態を維持</li></ul>	変更なし

# 第4章 海岸保全基本計画の実施にあたって



■ 「第4章 海岸保全基本計画の実施にあたって」は、気候変動による沿岸環境の変化に関する知見を海岸保全施設の整備及び自然環境の保全・復元施策に反映させることに努めることを記載する。

## ■ 1. 計画実施時に配慮すべき事項

項目	現行計画	今回変更
① 関連行政機関との連携と調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 海岸行政に関係機関との連携を強化し、海岸保全基本計画の推進</li> </ul>	変更なし
② 地域住民や利用者、市町との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域住民などの団体が行う海岸の美化・愛護活動を支援</li> <li>✓ 協働して海岸の維持管理</li> </ul>	変更なし
③ 海岸の情報の蓄積と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 海岸の漂砂・沖合いの地形変化、水質、漂着ごみ等の環境面の情報、海水浴などの利用面の情報等を収集・整理</li> <li>✓ 海岸の実態の的確な把握に努める</li> </ul>	<p>・気候変動による沿岸環境の変化に関する知見を海岸保全施設の整備及び自然環境の保全・復元施策に反映させることに努めることを記載</p>
④ 海岸環境への影響の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 整備区域および周辺の詳細な環境の現状把握を行う</li> <li>✓ 長期的にみても影響が生じないように整備計画を検討</li> </ul>	
⑤ 事業効果の検討について	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 整備計画が十分な投資効果を有するものであるかどうかを検討</li> </ul>	変更なし
⑥ 計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 社会情勢変化に的確に対応するために、計画を柔軟に見直していく</li> <li>✓ 希少野生動植物など環境に関する情報の充実化に伴い計画の見直し</li> </ul>	変更なし



## ■ 2. 組織体制および事務分掌

項目	現行計画	今回変更
-	✓ 香川県内の海岸行政関係者の整理	・関係者の更新